

青森市立佃中学校部活動に係る活動方針

平成31年3月28日
青森市立佃中学校

はじめに

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図ることを目的とする。
- 本活動方針は、全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分に理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動運営を図っていくために制定する。
- 本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針である。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により、公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	バドミントン部（男・女） バスケットボール部（男・女） バレーボール部（男・女） 剣道部（男・女） 卓球部（男・女） 陸上競技部（男・女） ソフトテニス部（男・女） 野球部 サッカー部 水泳部（男・女）
文化部	科学技術部 演劇部 吹奏楽部 家庭部 美術部 園芸部

※野球部、サッカー部および、全文化部は、男女分かれて活動は行わない。

- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ① 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（長期休業中も同様）
 - ・平日は少なくとも1日（月曜日を基本とする）を休養日とする。
 - ・週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 毎週月曜日の定時退下日は部活動休止日とする。また、第1、3日曜日は校長の了承を得た大会参加以外は部活動休止日とする。（第3日曜日は家庭の日）
- ③ 土日2日間続けて大会参加等（練習試合は除く）で活動した場合、休養日とその前後の週の他の日に振り替える。
- ④ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
*以下の期間は休養期間とする。

学校閉庁日（8/13～15） ・ 年末年始休業（12/29～1/3）

- ⑤ 定期テスト（各学期の中間テスト、期末テスト）の3日前からはテスト期間とし、部活動の練習を休止する。
※ただし、試合が間近にある場合、生徒のけがの防止、コンディションの調整のために、保護者の承諾を得た場合は、特例として最低限の練習を認める。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度（18:30までに練習を終え、18:45までには退下する）学校の休業日（週休日、長期休業中）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 主要大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会（市及び県中体連夏季大会・市中体連秋季大会）や中学校文化連盟が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期（**おおよそ3週間前から**）であるが、練習日、時間が生徒にとって過度な負担とならないよう配慮する。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。

※大会、練習試合参加については、顧問から事前に提出された「練習・対外試合等参加申請書」をもって、校長が承認する。

4 運営上の留意点

(1) 入部・退部について

- ① 生徒の部活動加入については任意とし、入部の際は、保護者の同意を確認するために「入部届」を提出することとする。（2、3年生についても、毎年度始めに提出する）
- ② 生徒の部活動退部については、保護者の同意を確認するために、「退部届」を提出することとする。

(2) 年間計画の作成について

- ① 顧問は年間の大会参加計画を作成し、生徒および保護者に示すこととする。
- ② 年間活動計画以外に、本校特別活動指導部において「部活動月予定」を作成し、保護者に示す。部活動月予定に変更があった場合、顧問は生徒をとおして保護者に速やかに連絡をする。

(3) 外部コーチについて

- ① 外部コーチについては、部活動顧問が必要を認めた場合、依頼したい人物について校長に申請し、校長が適当と認めた場合は、校長から外部コーチ就任を依頼する。
※許可が得られた場合、学校はPTA安全互助会に賛助会員として加入手続きを行い、指導中の怪我についてはその範囲で対応する。安全互助会加入に必要な掛金は学校で負担する。
- ② 外部コーチも、本校部活動基本方針に従って顧問と協力して生徒への指導を行う。

(4) 部活動に参加する際の注意について

- ① 部活動は教育活動の一環であることを踏まえ、生徒は次のことを守り活動に参加することとする。

- ア 安全に留意し、自己の向上に努めるように活動する。
- イ 持ち物は決められた場所に置くこととする。
- ウ 部活動で使用した用具は、きちんと後始末をする。また、使用した場所の清掃等を責任をもって行う。
- エ 登下校中の買い食いはしない。
- オ 土・日・祝日・長期休業および再登校する場合、自転車による登校は禁止する。（練習試合で、自転車の使用に家庭が同意した場合は除く）
- カ 平日の部活動の練習を遅刻・欠席する場合は、必ず本人が直接顧問に伝える。
- キ 休日の部活動を欠席する場合は、必ず保護者から顧問に連絡をする。

- ② 顧問は、練習試合における生徒の移動方法を事前に確認する。自転車での移動を認める場合は、事前に保護者の承諾を得て、家庭の責任のもと自転車を使用することとし、同意書を提出してもらう。なお、自転車使用において移動中に事故、けが等が生じた場合はP T A安全互助会（任意加入）、交通災害共済（任意加入）等の管理下外保険にて補償を行う。

5 その他

(1) 適切な指導について

- ① 顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ② 顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導に努める。
※顧問が出張、会議等で練習につけない場合、生徒だけで活動は行わないことを原則とする。なお、職員会議の時は、生徒を一度退下させ、活動時間に合わせて再登校をさせることを原則とする。
- ③ 顧問は、科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法の工夫に努める。

(2) 個人情報について

大会プログラム、各種通信等への個人情報の提供（本人氏名、写真等の掲載）については、入部届を提出する際に確認を行う。